

秋田県公報

目次

ページ

調査委員会

○平成二十一年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について
第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

監査委員会公告

監査委員会公告第1号

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年2月24日

秋田県監査委員	金谷信栄
秋田県監査委員	こだま祥子
秋田県監査委員	大和顕治
秋田県監査委員	菊地康男
財	724

平成21年2月15日

秋田県監査委員	金谷信栄
秋田県監査委員	こだま祥子
秋田県監査委員	大和顕治
秋田県監査委員	菊地康男

秋田県知事 寺田典城

平成19年度包括外部監査の結果に基づき

講じた措置について（通知）

平成20年3月11日付けで秋田県包括外部監査人白山真一から提出された平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監査事件名	未収金等の管理	監査年月日	平成19年8月29日から平成20年2月14日まで
-------	---------	-------	--------------------------

（監査結果）

1 心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金について

(1) 掛金の長期未納による共済加入者の地位

掛金を納付しない者に共済の加入継続を認めることは、納入義務者に支払のモチベーションを与えず、納付している加入者との衡平を害するため、長期間の掛金滞納中の加入者に対し、以下の対応が必要である。

- ・既掛金免除者に対する所得・財産調査と所得に応じた分割納付指導
- ・経済的納付困難者に対する所得に応じた分割納付の指導
- ・その他の長期未納者に対し条例に基づく速やかな脱退処理

(2) 財務規則による債権の回収事務の徹底

障害福祉課では平成17年度に各地域振興局へ未納者の調査を依頼し、催告状を送付して以降は未収金の回収活動は行っていないため、財務規則に従い回収に向けた取組みを徹底して継続する必要がある。

（改善措置）

1 (1) 債務者には、当課のほかにも債務がある者もあり、現在、計画的に分割納付するよう指導している。また、平成21年度までに現況を整理し、適正な事務処理を行う。

(2) 平成19年度及び平成20年度に催告状を発生し、一部債権を回収している。今後も引き続き催告状を発生するなど、未収金の回収に努める。

（監査結果）

2 児童相談所で発生する未収金について

時効消滅した債権は、財務規則第39条に基づき不納欠損処分を行うことになるが、これがなされないまま未収金が増加している。これは、限られた人員で納入義務者の所在や収入状況等を適時把握することに限界があると考えられるためであり、早急に改善策を検討すべきである。

（改善措置）

2 不納欠損処分・滞納処分の実施について、平成21年度実施に向け健康福祉部内での調整を行っている。

（監査結果）

3 畜産経営自立化促進資金貸付金に係る未収金について

債権管理簿が十分に引継ぎされず、督促履歴等の確認ができない状況にある。長期にわたる未収金回収業務について、人事異動で形式的な引継事項としてのみ処理されている可能性や、抜本的な債権回収策が検討されていない可能性があり、行為事実を立証するためにも、債権管理簿の督促履歴を整理し、適正な管理がなされるべきである。

（改善措置）

3 債権管理簿の督促履歴等については、平成20年度に整理済みであり、今後も引き続き適正な管理を行う。

（監査結果）

4 工業団地開発事業に係る未収金について

土地売買代金完納後、指定期間満了日までの契約違反により当該売買契約が解除され、同時に違約金が発生したが、県は、違約金の調定後に売買代金の全額を相手方に返還し、違約金と売買代金の相殺を行わなかったため未収金になった事例がある。

財務規則384条によると、当該ケースは違約金と売買代金が相殺され、未収金の発生を回避できたものであり、このような同一相手方に対する債権・債務は、相殺を徹底する必要がある。

（改善措置）

4 返還金に係る相殺条項については、当時から契約書に条文化しており、今後は適切に対応していく。

（監査結果）

5 母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金について

(1) 債権回収方法についての検討の必要性

① 現金取扱員以外の者による現金の預かり納付
母子自立支援員等が借入者から償還金を預かり、一旦、県福祉事務所の金庫に保管し、振り込みを行っている事例があるが、母子自立支援員等は現金取扱員ではなく、現金を受領することはできないうえ、夜間に金庫へ保管する場合は鍵の取扱いの問題

もあり、コンピュータ入力の観点から見直しが必要である。

また、分割納付中の場合、返済額よりも公金取扱金融機関までの交通費が高い場合や、他の金融機関を使用した場合、振込手数料の負担額が相対的に重くなる場合があり、現金取扱員による回収や口座自動振込、郵便局収納など、多様な収納方法について検討すべきである。

② 時間外での自家用車による借入者訪問

夜間、自家用車を使用して借入者宅を訪問し、償還指導を行っている事例があるが、時間外手当、ガソリン代等の精算は行われていない。夜間の訪問には効率性の観点から合理性も認められるが、自家用車使用等に係る交通費精算、時間外手当の支給、事故対応等、付随する問題もあるため、今後の方針について検討が必要である。

(2) 違約金の免除方針の統一取扱い

「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」では、災害や諸事情により「やむを得ない理由」と認められる場合は違約金を免除する取扱いとしているが、「やむを得ない理由」の取扱いが、福祉事務所により異なっている。

一方、「秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き」では、原則として免除を行わない取扱いであるが、上記要領も廃止されておらず、「やむを得ない理由」を柔軟に認める余地が残されている。

現状、違約金のほとんどについて3月末に支払免除申請が提出され、承認されているが、その基準を明確にし、借入者への説明、支払猶予手続等の実務対応について、県の方針を検討する必要がある。

(3) 違約金の調定

① 大館福祉環境部

元金の収入後、3ヶ月程度をまとめて調定することとは、上記要領に違反しているため、違約金の支払猶予手続を調定時までに行うなど、実務対応について、県の方針を検討する必要がある。

また、利子に対する違約金の調定を行っていないが、母子及び寡婦福祉法施行令第17条に違反しており、元利一体として違約金の調定を行うべきである。

② 秋田福祉環境部

免除申請書が提出された場合、旧秋田福祉事務所は必要と認められる場合のみについて、旧田利福祉事務所は全てについて、知事あてに副申ししていた。

統合後は、平成18年度の違約金を調定しておらず、平成19年度分についても年度内に1度調定を行う予定というのみであり、違約金免除の方針は明らかでないが、上記施行令第17条に違反しており、適正な違約金の調定を行うべきである。

③ 平鹿福祉環境部

福祉事務所統合により借入者が著しく増加したため、システム上での入金消込作業や違約金計算等を1名の母子自立支援員で対応することが不可能な状況になっている。平成19年4月以降、正職員1名も業務を担っているが、平成19年11月時点で入金消込作業が約100件未了であり、結果として、平成18年度分の違約金の調定が行われていないため、現状は上記施行令第17条に違反しており、事務処理対応と適正な違約金の調定を行うべきである。

(改善措置)

5

(1)① 現金は全て現金取扱員が取り扱うこととした。また、債務者の利便性を高めるため、平成21年度から口座振替を導入する。

② 償還指導に係る経費は出張旅費として精算を行っている。また、時間外における償還指導は正規職員が担当することとした。

(2) これまで、「やむを得ない理由」を柔軟に認めてきた結果、福祉事務所間で異なる取扱いを行ってきたが、特に、生活困窮など経済的な理由による違約金免除の基準を明確にするため、平成20年12月に「違約金免除規程」を制定し、現在は規定に沿った処理を行っている。

(3)① 「違約金免除規程」に沿って違約金の調定又は免除規程に合致している者については免除申請を提出させ、処理を行っている。なお、元利一体の違約金計算は、平成19年度中に改善した。

② 「違約金免除規程」に沿って違約金の調定又は免除規程に合致しているものについては免除申請を提出させ、処理を行っている。

③ 入金消し込みの未処理については平成19年度中に改善が図られた。違約金の処理については「違約金

免除規程」に沿って違約金の調定又は免除規程に合致しているものについては免除申請を提出させ、処理を行っている。

監査事件名	未収金等の管理	監査年月日	平成19年8月29日から平成20年2月14日まで
-------	---------	-------	--------------------------

(意見)

1 貸付金に起因する未収金について

(1) 貸付金の管理
未収金が発生した貸付先とそれ以外に分け、未収金が発生した貸付先に対しては、期限未到来額を含めた債権を実質的な延滞債権として管理するなど、貸付金により発生する未収金の特徴を考慮した管理体制を整備すべきであり、将来的には貸付金に関するシステムの構築による体制整備が望まれる。

(2) 違約金

支払が完了した貸付先のみならず、元利未納のものについても潜在的な違約金は発生しており、将来調定される潜在的な違約金も債権管理の対象とすべきである。

また、母子寡婦資金貸付金については、福祉事務所ごとに調定時期が異なり、違約金自体を把握していない事務所もあることから、今後早急な改善が望まれる。

(改善措置)

1

(1) 個々の貸付金の特徴を考慮し、各部署において、未収金が発生した貸付先に対しては期限未到来額を含めた債権を実質的な延滞債権として管理するなど、システムの構築を含めた管理体制を整備することとした。

(2) 貸付金の未収金に含まれていない違約金がある場合は、その違約金の額を一定の時点で計算し、債務者に対する償還指導や今後の対応に活用することとした。また、母子寡婦資金貸付金については、母子寡婦福祉資金貸付規則の改正及び「違約金免除規程」の制定により、適正に処理している。

(意見)

2 未収金管理の抜本的見直しの方向性について

(1) 平成12年度包括外部監査の指摘の改善状況

平成12年度の包括外部監査のテーマは「貸付金の管理状況について」であり、今回の包括外部監査の対象とした未収金のうち、貸付契約に基づく債権については、重複する。県においては、その後の改善対応をしているが、債権回収事務は、法律的知識、専門的な情報収集や回収ノウハウが必要な面があり、全県の債権を総合的に保全するため、全ての納入義務者に関する情報を知りうるような統一・専門的な組織の設置なども検討の視野に入れる必要がある。

(2) 基本的な意識の変革

人的資源及び能力について、「選択と集中」の視点から未収金管理に関する事務のあり方を根本的に再検討すべきである。

また、借手である県民においても、抜本的に意識を変革する必要がある。例えば、貸付金に起因して発生する未収金は、民間金融機関等よりも有利な条件で資金融通がなされた結果に基づくものであり、このことをもって県という公的機関としての機能は十分に果たされていると考えるべきである。そのため、県民が債務を弁済するという局面においては、民間金融機関等に対する債務弁済と何ら変わる点はないということとを県及び県民ともども再認識すべきではないだろうか。

(3) 抜本的改善のための具体的な方向性

全庁あげての対策や今までの管理手法とは異なる方法（例えば債権回収業務の専門業者への外部委託等）の検討も視野に入れるべきである。

(改善措置)

2

(1) 全県の債権を総合的に保全するため、未収金を所管する課の長などを委員とする債権管理検討委員会を設置した。

(2) 債権管理に係る課題について詳細な調査・検討を行うため、債権管理検討委員会にワーキンググループを設置した。また、ワーキンググループのグループ員のスキルアップを図るため、債権管理の研修会を実施した。

(3) ワーキンググループにおいて、債権管理マニュアルの作成、債権の実態調査、個別案件に係る回収方法の検討などを行い、全庁をあげての対策に取り組んでいる。

(意見)

3 心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金について

(1) 債権管理簿への記載の徹底と各担当に対する積極的な働きかけ

障害福祉課は、各福祉環境部に対し未収金回収を積極的に働きかけるとともに、各福祉環境部からの報告も含めた未収金整理の記録を債権管理簿に残す必要がある。

(2) 債権回収マニュアルの作成

未収金の回収事務にあたり、県と納入義務者間のトラブルが発生した事例があるため、債権回収マニュアルを作成し、トラブルの防止策と発生時の対応策を具体的に定める必要がある。

(3) 同一納入義務者に対する関係課所との連携の必要性

同一納入義務者に係る未収金について、秋田福祉環境部は、障害福祉課の未収金回収後を行うとして、訪問督促等は行っていないため、障害福祉課に対し債権回収状況又は督促状況を確認することが望まれる。

(改善措置)

3

(1) 未収金整理の状況については、各福祉環境部からの報告等も含め、適正に債権管理簿に記載した。

(2) 長期間の未納を発生させないため、加入者が特別の理由がなくして掛金を二ヶ月間滞納したとき、加入者としての地位を失うことや、制度の脱退時に給付される脱退一時金からの納付を加入者に説明するなど、平成21年度までに債権回収マニュアルを作成する。

(3) 秋田福祉環境部と連携のうえ、債務者に対し分割納付を含め早期の納付を指導している。

(意見)

4 雑入（児童扶養手当の過払い）に係る未収金について

(1) 滞留を長期化させない対策の検討
県内在住者については、福祉事務所と連携を取りながら回収努力するとともに、県外在住者については、部課を超えた横断的組織で回収の対応を検討するとともに、県の公金納付が可能な金融機関への振込み以外の方法による回収方法についても検討すべきである。

(2) 新規に過払いを発生させない措置

当該未収金は、過払いの事実の把握が困難で、発生

後、長期間滞留する傾向があり、新規に過払いを発生させないため、通報窓口の設置、児童扶養手当法第35条に基づく処分など、具体的な方策を検討すべきである。

(改善措置)

4

(1) 県外在住の滞納者への訪問催告については、健康福祉部としての統一的な対応方針を平成21年度中に出すべく調整中である。

(2) 制度紹介のリーフレットを活用し、新規申請時及び現況届面接時に資格喪失の要件について十分説明を行い、債権の発生を未然に防ぐとともに、事実婚等が疑われる受給者については市町村と連携を図り実態把握に努めるものとする。

(意見)

5 児童相談所で発生する未収金について

時効消滅した債権等について、不納欠損処分を行うとともに、未納者に係る児童等の措置解除後も、債務者の所在、家庭状況等を継続的に把握する手段を講じるべきである。

また、債権回収方針を策定したうえで、以下の方法を検討すべきである。

- ・ 債権回収業者への委託、若しくは債権管理専任職員の配置
- ・ 県外在住者に対する部局横断的組織による対応
- ・ 納入しやすい方法の検討

(改善措置)

5 不納欠損処分については、消滅時効額を精査しながら平成21年度の実施に向け健康福祉部内で検討している。

また、家庭状況の把握については、未収金催告と併せて個別訪問を実施している。

(意見)

6 行政代執行によって発生する未収金について
港湾空港課で発生した未収金に関して、平成19年4月、法人における代表取締役の異動の動きがあり、この調査に関する費用を予算化して、法人の調査を進めることが望まれる。

(改善措置)

6 新たに就任した代表取締役も含め、平成20年3月5日

に納入の催告を実施した。また、法人の状況については、差押えを実施している秋田市の対応状況や県税における状況について調査を進めている。

(意見)

7 県営住宅使用料に係る未収金について

(1) 滞納処理のノウハウに係る他部門との情報共有

「秋田県営住宅等家賃対応対策事務処理要綱」及び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」等は他の未収金管理にも応用できる部分があり、優れたノウハウについて積極的な情報共有を図るべきである。

(2) 対応マニュアルの作成

以下の記載内容事例を定めた詳細マニュアルを設定して、担当者の実務に役立てることを検討すべきである。

・退去命令の発動等に係る定量的なルール(滞納月数、滞納期間など)

・連帯保証人への請求方法の具体的なポイント等

・居住先への調査のポイントや具体的話法

(3) 債権管理方法の工夫(債権管理簿の記載方法の検討等)

債権管理簿について、実施事項の散文的記載ではなく、移動先住所、移動勤務先、連帯保証人への要求状況、法的手続の実施段階、対応の基本方針と方針選定理由等、重要かつ典型的に情報を入手すべき事項の記載欄を設定し、過去の経緯がわかるように記載方法を検討すべきである。

また、担当者以外の者による定期的な検査を実施することによる内部牽制も検討すべきである。

(4) 指定管理者との債権管理に係る事務処理分担

入居滞納者に係る最新かつ的確な情報は指定管理者が有していると考えられるため、当年度・過年度といった滞納の発生時期による督促業務の分担ではなく、入居者・退去者の区別を基準として実質的に有効な方法を検討すべきである。

また、収納事務委託契約について、債権回収額等に応じた成功報酬型の委託料算定を導入するなど、指定管理者のインセンティブを活用した回収率の向上も検討すべきである。

(5) 指定管理者の活用

指定管理者に対する県のモニタリングシステムを確

立し、債権回収を評価項目として設定するとともに、現入居者について連帯保証人の定期的な確認を課すなどの工夫も考えられる。

また、県及び指定管理者は、滞納者協議を実施することとなっているが、検討経緯の議事録等を残すことにより、人事異動時でも情報共有ができるようにすべきである。

(6) 地域振興局における債権管理

債権管理を市町村に委託し、市営住宅と一体管理するなど、将来に向けて地域単位での市町村営住宅との管理の一本化や、指定管理者による管理の範囲拡大など、回収管理の合理化に向けた努力が必要である。

(改善措置)

7

(1) 「秋田県営住宅等家賃滞納対策事務処理要綱」及び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」は、未収金を管理する課所等から照会があった場合には積極的に提示している。

(2) マニュアルについては、滞納の個々の事情等を勘案しながら、平成21年度作成に向けて、現在検討中である。

(3) 債権管理簿については、過去の経緯がわかるよう記載内容を充実することとしている。

また、大口滞納者について、四半期毎に班長が確認を行うこととし、内部牽制体制を整えた。

(4) 債権管理の事務処理分担については、指定管理者と協定締結時に協議決定した事項であり、容易に変更できない状況にある。次回の協定締結においては意見を踏まえて協議を行う。

(5) 指定管理者に対し、債権回収を評価項目にすることを含めたモニタリングのあり方については検討中であり、次期指定時までには整理する。しかしながら、連帯保証人の定期的な確認については、検討の結果、必要性は認めるものの、作業コストが膨大でかつ効果が薄いため、困難な状況である。

また、滞納者協議については、議事録を整備することとした。

(6) 秋田地域振興局以外の県営住宅の市への管理代行については、市営住宅との入居資格の違い等、課題が多く残されている。今後は管理の一本化や指定管理者制度の拡大を含め、債権の回収管理の合理化に向けた検

討を進める。

(意見)

8 恩給過払金に係る未収金について

住民基本台帳ネットワークによる生存確認により、今後同じような未収金が発生する可能性は少ないが、既存の未収金については、総務事務センター、教育庁福利課 両課で情報交換するなど、回収に向けたより合理的な方針の検討が望まれる。

(改善措置)

8 未収金については、両課において情報交換をしながら回収に努めており、一部については分割により定期的に納入されている。今後も、情報交換を密にしながら、引き続き債務者への訪問面談及び書面による督促や他の債務状況の把握等を行い、早期回収に努める。

未収金の回収については、現在も両課において情報交換をし、居住地確認を通じ督促訪問により回収に努めている。今後も、債務者の住民登録地の市役所に居住状況の確認をすることともに、現地を訪問し本人との接触を探りながら過払い金の早期回収に努める。

(意見)

9 生活保護費返還金に係る未収金について

(1) 生活保護受給者が加入している保険契約受給者が保険に加入している場合等、臨時収入により支給額が変更される可能性がある場合は、保険契約等の内容を十分に把握し、受給者に臨時収入が発生することを十分に認識のうえ発生した場合の発見に努めるなど、不正受給防止に向けた対策を講じる必要がある。

(2) 生活保護法第78条による不正受給額の抑制
福祉事務所等への県民等の通報により不正受給が判明するケースがあるが、電話やインターネットを通じて相談窓口・ホットライン等を設けて早期発見に努めることが望まれる。

(3) 債権回収マニュアルの作成
納入義務者死亡時の債権の扱い、不納欠損可能な未収金等に係る統一的かつ具体的な方針、納入義務者が認知症の場合等の対応策を明らかにし、マニュアル化する必要がある。

(改善措置)

<p>9</p> <p>(1) 課税調査の早期実施等、調査の徹底により不正受給防止に努める。また、担当が替わっても保有する保険に関する情報を共有できるよう、保険の種類、保険金が給付される場合等を整理し、各ケースの保護台帳に明記することを徹底する。</p> <p>(2) 現在でも、福祉事務所等には電話、手紙、メール等により情報が寄せられているが、根拠のないものも少なくない。そのため、まずは、保護受給者との信頼関係を構築し、不正受給の防止に努める。</p> <p>(3) 不能欠損処理のほか、債権回収、債権管理の具体的な方針を、健康福祉部内にて検討しており、平成21年度中にマニュアル化する予定である。</p>	<p>(意見)</p> <p>10 農業改良資金貸付金に係る未収金について</p> <p>(1) 違約金の計算 違約金(未調定分を含む)が未収金残高の約2倍と なっているため、債務者の実情に応じた違約金の回収 方法を検討すべきである。</p> <p>(2) 債権管理でマニュアルの整備等 実情を踏まえた実効性のある回収業務フローの規定 及びその根拠や具体的なマニュアル類の整備が不十分 な状況であり、債権管理や回収へ向けた具体的なアフ ション・回収技法等を検討すべきである。</p> <p>(改善措置)</p> <p>10</p> <p>(1) 固定化している未収債権のうち違約金が相当部分を 占めているが、まずは元金の早期回収に努めるととも に、平成20年度中に施行を予定している「秋田県農業 改良資金債権管理事務処理要領」に従い、債務者の実 情に応じた違約金回収を進める。</p> <p>(2) 延滞発生の状況や現在の実情に応じた債権管理・保 全・回収マニュアルとして、「秋田県農業改良資金債 権管理事務処理要領」を作成し、平成20年度中に施行 する予定である。</p>
<p>(意見)</p> <p>11 林業改善資金貸付金に係る未収金について</p> <p>(1) 未収金回収のための方針及び管理体制整備の必要性 過去に決定された回収事務方針や一斉整理等の履歴</p>	

<p>も文書として残されていないため十分な引継ぎがされ ず、業務が非効率となっているため、回収マニュアル を作成するなど、管理体制を整備し、明確な記録を引 継ぐ必要がある。</p> <p>(2) 未収金回収事務の高度化の必要性 納入義務者の債権返済意欲の向上と効率的な未収金 回収のため、一定の方針に基づき積極的な訪問督促 や、相手先ごとに、面会や督促の頻度、債権回収業者 への委託を行うなど、回収事務の高度化を図る必要が ある。</p> <p>(3) 違約金の免除 元金に対して違約金(未調定分を含む)が多額に上 り、回収は現実的でないが、県は、現制度では、違約 金の免除は不可能と判断している。 他制度では違約金免除の可能性が残されているもの もあり、公平性の観点より、違約金免除に係る地方自 治法の解釈を再度明らかにしたうえで、免除規程の設置 等の可能性を検討し、基本方針を明確にする必要があ る。</p> <p>(4) 保証人に対する請求 保証人が、滞留の事実を知らない、又は保証人にな った事実を覚えていないと主張するケースが発生し ており、トラブルを防止し、早期の未収金回収や違約 金抑制のため、保証人も未収金回収の対象とするよ う、ルール化する必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>11</p> <p>(1) 債権整理簿は債務者ごとに整理されており、訪問、 面談の内容、督促等についても記録し、引き継ぎに際 し状況把握に不足のないように整理している。 回収マニュアルについては、「秋田県林業・木材産 業改善資金債権管理事務処理要領」を作成し、今年度 中に施行する予定である。</p> <p>(2) 本庁主体で実施している年2回の督促状の送付は継 続のうえ、地域振興局主体で訪問面談を実施すること とする。 また、長期延滞者については、「秋田県林業・木材 産業改善資金債権管理事務処理要領」において、随時 訪問督促のほか、毎年延滞者の現況を調査することと し、延滞者ごとの実情に応じた債権回収を進める。</p> <p>(3) 違約金が元金を上回っている債務者もあり、回収は</p>	<p>現実的ではない。制度上では違約金の免除規定がない ため、県独自での規定は困難であると考えている。そ のため、地方自治法上での減免、不納欠損等の措置を 検討中である。</p> <p>(4) 未収金に対する督促状の送付に当たっては、借受人 及び保証人の両者に発出するものとする。</p> <p>(意見)</p> <p>12 中小企業設備導入助成貸付金に係る未収金について</p> <p>(1) 全般事項 高度化資金について、貸付金残高の約70%が不良債 権となっており、全国の都道府県の平均と比較しても 延滞債権率は高いため、中小企業基盤整備機構等と連 携をして、より一層債権管理体制を整備し、不良債権 の回収に努めなければならない。</p> <p>(2) 債権分類ごとの回収事務の高度化 限られた労力で最大限の効果を発揮するためには、 今以上に選択と集中による管理が必要であり、マニユ アルに基づく債権分類毎の管理を最大限に利用し、重 要管理が必要な貸付先を選定のうえ、人的資源を集中 するべきである。</p> <p>(3) 中小企業基盤整備機構との連携 当機構は独立行政法人化後の中期計画の中で、県へ の債権管理業務を支援するとしており、県は、機構支 部との連携や、債権調査アドバイザー制度の活用な ど、より積極的に機構と連携し、債権の回収に努め るべきである。</p> <p>(4) あきた企業活性化センターの活用 より一層あきた企業活性化センターを活用し、貸付 先の経営改善、それに伴う回収額の増額に努める必要 がある。</p> <p>(5) 債権管理者(サービサー)の活用 選択と集中による効率的な債権の管理を最大限に実 施しても、限られた人員での管理には限界があり、債 権管理者(サービサー)の活用を検討するべきであ る。</p> <p>(6) 違約金の算定 支払未完了の貸付金については、償還指導時に違約 金を計算して把握しているが、元利が未納のものにつ いても潜在的な違約金であるため、年一度、年度末時 点等一定時点の違約金額を把握し管理するべきであ</p>
---	--

<p>る。</p> <p>(改善措置)</p> <p>12</p> <p>(1) 延滞先にはこれまで以上に訪問し、現況を把握し、督促を行うとともに回収及び回収額の増額に努めている。また、債務者からの回収が困難な貸付先に対しては、連帯保証人を訪問し回収の強化を図るとともに、関係機関とも連携しながら、不良債権の解消に努めている。</p> <p>(2) 延滞先、条件変更先を集中的に訪問し、正常先に対する把握は、組合事務局によるヒアリングで簡便化するなど、未収金の回収と発生防止に人的資源を集中して管理することとした。</p> <p>(3) 貸付先企業に対して企業連携支援アドバイザー制度を周知し、活用を希望した企業には同制度による専門家を派遣し、中小企業基盤整備機構と連携し貸付先への経営支援を実施した。今後とも、不良債権化の防止や回収額の増加を図るため、中小企業基盤整備機構と連携し適切な債権管理に努める。</p> <p>(4) あきた企業活性化センターの中小企業診断士の指導や各種支援事業の活用により、貸付先の経営改善を図りながら回収額の増額に努めている。</p> <p>(5) 中小企業基盤整備機構主催の研修会に参加し、他県の債権管理者の活用状況について現況把握を行った。平成21年度は、サービサーへの調査・回収業務の委託について民間の意見を参考にしながら検討することとした。</p> <p>(6) 毎年度末時点での違約金額を計算して管理することとした。</p>	<p>料の未納を解消してから売買代金を納入させる必要がある。</p> <p>また、当工業団地分譲制度は県の長期的な経済発展のための制度であり、制度趣旨に見合う土地分譲であることの確認として、譲受企業が同用地で事業を継続する能力及び意思があることを確認する必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>13</p> <p>(1) 現在は、譲渡及び貸付けした企業についても信用調査等のモニタリングは必要に応じ随時行っている。また、違約金が発生した場合、売買代金との相殺事項は、契約書に条文化している。</p> <p>(2) 現在は、工業団地の分譲・貸付けを行う場合、必ず信用調査等を行い、相手企業の経営状況を分析した上で、契約等の手続きを行っている。賃貸から譲渡に移行する場合であっても、信用調査等の経営分析はあらかじめ行っており、貸付料の支払い状況についても確認した上で手続を進めている。</p>	<p>15 母子寡婦福祉資金に係る未収金について</p> <p>(1) 償還率の低下への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な償還方法による納めやすい体制の構築 ・貸付システム見直しによる業務量の軽減 ・母子自立支援員等のデスクワーク軽減による償還指導の充実 ・市の母子自立支援員との連携による償還指導 ・連帯借受人の審査の厳格化 ・事業評価指標に償還率を加えること。 <p>(2) 県外に在住している滞納者への対応</p> <p>県が抱えている県外在住者の滞留債権は、組織を横断的にみると多数存在しているため、滞留債権の管理方法について、効率的な方策を検討すべきである。</p> <p>(3) 関係書類の整備・運用</p> <p>事務処理の引継ぎ等の関係で、福祉事務所により整備・運用ルールが異なっており、債権管理簿などについて、今後、より効率的な整備・運用体制を統一的に検討すべきである。</p> <p>(4) 母子寡婦福祉資金貸付システム</p> <p>① システムの見直し</p> <p>違約金を効率的に計算できず、秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引きを運用するためには、システムを見直す必要がある。</p> <p>② 債権管理機能の充実</p> <p>債権管理機能が基本的になく、より効率的に債権管理を行えるよう、システムを見直すべきである。</p> <p>③ バックアップ機能</p> <p>バックアップ機能を持たせ、万一の場合にも対応できる体制にすべきである。</p> <p>④ 財務会計システムとの連携</p> <p>今後、生活保護システム用のパソコンから切り離し、子育て支援課がその運用管理を行い、併せて、不具合箇所の修正等を行うことを予定しているが、見直しの際には、財務会計システム関係者と連携し、より効率的な運用体制にすることが望まれる。</p> <p>(改善措置)</p> <p>15</p>
<p>(意見)</p> <p>13 工業団地開発事業に係る未収金について</p> <p>(1) 売買契約の合意解除による違約金発生回避の検討</p> <p>契約締結後も譲受企業の売買契約条件の遵守状況を定期的にモニタリングし、指定期日までには事業の用途に供することが出来ず、違約金が発生する可能性がある場合には、合意解除の可能性を検討する必要がある。</p> <p>また、このような防止策の方針を契約書に盛り込む等、文書化する必要がある。</p> <p>(2) 土地売買時の貸付料の精算とモニタリングの必要性</p> <p>土地の賃貸借から売買への移行にあたっては、貸付</p>	<p>(意見)</p> <p>14 港湾施設使用料に係る未収金について</p> <p>長期・一定金額以上の使用許可について、許可更新時等、定期的に納入義務者の財政状況等のモニタリングを行うことが望ましい。</p> <p>また、一定期間を定め、当該期間を超えて使用料を滞納した場合は施設使用許可を取り消す等のルールの導入も検討する必要がある。</p> <p>(改善措置)</p> <p>14 許可更新時等における使用者の財政状況等のモニタリングについては、必要に応じて財務帳票の提出を求めるなど、引き続き詳細に状況把握を行うよう努める。</p> <p>また、使用料が滞納された場合は使用許可の取り消しを行うなどのルールの導入については、秋田県港湾施設管理条例において指定の期限内に使用料を納付しない場合、使用を取り消しまたは停止することができ、かつ、滞納した使用料についても地方自治法に基づく強制徴収が可能であることから、必要に応じこれらの措置を実施する。</p> <p>(意見)</p>	

- (1) 平成21年度に口座振替を導入し、併せて母子寡婦福祉資金貸付システムの更新を行う。母子寡婦福祉資金貸付システムについては、貸付金担当職員を置き、母子自立支援員と連携しながら業務の遂行に当たることとした。
- (2) 県外在住の滞納者への訪問催告については、健康福祉部としての統一的对応方針を平成21年度中に出すべく調整中である。
- (3) 担当者会議及び研修会を通じて貸付事務の統一な運用を徹底した。
- (4) 平成21年度に母子寡婦福祉資金貸付システムを更新する予定であり、この更新により①から③については、改善を図る。また、④については、時期は未定であるが、財務会計システムの更新時に連携が図れるよう会計管財課と調整中である。

監査委員公告第2号

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年2月24日

秋田県監査委員 谷 信 栄
秋田県監査委員 こだま 祥 子
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員

教 総 3773
平成21年1月23日

秋田県監査委員 谷 信 栄
秋田県監査委員 こだま 祥 子
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員

秋田県教育委員会
平成19年度包括外部監査の結果に基づき

講じた措置について (通知)

平成20年3月11日付けで秋田県包括外部監査人白山真一から提出された平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監 査 事件名	未収金等の管理	監 査 年月日	平成19年8月29日から平成20年2月14日まで
---------	---------	---------	--------------------------

(意見)

8 恩給過払金に係る未収金について

住民基本台帳ネットワークによる生存確認により、今後同じような未収金が発生する可能性は少ないが、既存の未収金については、総務事務センター、教育庁福利課両課で情報交換するなど、回収に向けたより合理的な方針の検討が望まれる。

(改善措置)

8 未収金の回収については、現在も両課において情報交換をし、居住地確認を通じ督促訪問により回収に努めております。今後も、債務者の住民登録地の市役所に居住状況の確認をするとともに、現地を訪問し本人との接触を探りながら過払い金の早期回収に努めてまいります。

監査委員公告第3号

平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県警察本部から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成21年2月24日

秋田県監査委員 谷 信 栄
秋田県監査委員 こだま 祥 子
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員

秋 本 務 第 119 号
平成21年2月18日

秋田県監査委員 谷 信 栄
秋田県監査委員 こだま 祥 子
秋田県監査委員 大 和 顕 治
秋田県監査委員 秋田県監査委員 秋田県監査委員

秋田県警察本部長

平成19年度包括外部監査の結果に基づき

講じた措置について (通知)

平成20年3月11日付けで秋田県包括外部監査人白山真一から提出された平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置につ

いて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

監 査 事件名	未収金等の管理	監 査 年月日	平成19年8月29日から平成20年2月14日まで
---------	---------	---------	--------------------------

(意見)

10 過料（放置違反金）に係る未収金について

今後、未収金の増加により債権管理の負担が増える可能性があるため、会計管財課が作成した債権管理に関するガイドラインを参考にするとともに、合理的な管理手法を構築するべきである。

(改善措置)

10 放置駐車違反については、警察官等が放置車両として確認標準を取り付けた時点から警察本部交通指導課において「放置駐車管理システム」により放置駐車管理台帳を作成し、手続最終に至るまで一元管理している。

さらに、放置違反金未納者については、「滞納処分指揮簿」に処分実施状況を記載し、管理している。

なお、今後も放置違反金未納者については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う違反駐車対策関係事務の取扱いについて（例規）」（平成18年2月14日付け秋本交指第22号、交企第18号、交制第14号）及び「放置違反金等の徴収事務実施要領の一部改正について（例規）」（平成19年9月14日付け秋本交指第229号、会第998号）に従い、厳正かつ的確に徴収事務を進めていく。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄